

◎活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

(令和五年六月一六日法律第六〇号)(衆)

一、提案理由(令和五年六月六日・衆議院本会議)

○江藤拓君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における火山をめぐる状況に鑑み、活動火山対策の更なる強化を図るため、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、情報通信技術の活用等を通じた避難に必要な情報伝達等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材育成等、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日等について定めるものであります。

本案は、去る一日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

二、参議院災害対策特別委員長報告(令和五年六月一四日)

○三浦信祐君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案は、活動火山対策の更なる強化を図るため、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山者等に関する情報の提供を容易にするための配慮等、情報通信技術の活用等を通じた火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報の迅速かつ的確な伝達等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。